

# 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学知的財産ポリシー

令和8年6月18日制定

## 1 目的

本ポリシーは、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「本法人」という。）における研究活動から生み出された知的財産の取扱いに関する基本方針を定めるものである。本法人は、地域・産官学連携ポリシー（令和8年3月26日制定）に掲げる使命に基づき、自治体や企業等との協働を通じて創出された本法人の知的財産を適切に管理、保護及び活用する。これにより、本法人の研究・教育活動の活性化を図るとともに、その成果を広く社会に還元（社会実装）することで、人々の健康増進と社会の発展に寄与することを目的とする。

## 2 知的財産ポリシーの対象者

本ポリシーの対象者は、次の各号に掲げる者（以下「教職員等」という。）とする。なお、第2号から第4号に掲げる者のうち、本法人と雇用関係にない者については、予め知的財産の帰属に関する同意書を提出又は個別契約を締結している場合に限り、本ポリシーを適用する。

- (1) 教職員
- (2) 客員教員、客員研究員及び客員共同研究員
- (3) 学生及びポストドクター（日本学術振興会特別研究員等）
- (4) 派遣職員

## 3 知的財産の定義

本ポリシーにおいて「知的財産」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 知的財産権： 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（プログラム及びデータベースに関するものに限る。）、回路配置利用権、育成者権及び外国におけるこれらに相当する権利、並びにこれらの登録を受ける権利
- (2) ノウハウ： 秘匿することによって経済的価値を有する技術情報、学術情報及び経験的知見であって、本法人が秘密として管理するもの
- (3) 研究成果物： 研究の過程で生成された学術的または経済的価値を有する物品及びデータ（調査データ、試作ソフトウェア、試薬、試料、実験動物等）

## 4 知的財産の帰属

本法人における知的財産の帰属は、原則として以下のとおりとする。

- ・職務発明等の帰属： 教職員等が本法人の職務として行った研究等から得られた知的財産（以下「職務発明等」という。）については、原則として本法人に帰属する。
- ・学生の扱い： 学生が創出した知的財産は、原則として本人に帰属する。ただし、教職員との共同発明や、本法人の資源（資金・設備）を主として使用した場合は、学生の学習権に配慮しつつ、十分な説明に基づき同意を得た上で、本法人への権利譲渡を求めることができる。その際、学生は本法人の職務発明制度に準じた補償を受ける権利を有する。
- ・外部資金による成果： 受託研究や共同研究に伴う知的財産の帰属は、当該契約の定めに従う。ただし、特段の定めがない場合は、本条の職務発明等の規定を適用する。

## 5 権利の承継と補償

本法人における知的財産を受ける権利の承継と補償は、原則として以下のとおりとする。

- ・届出義務：教職員等は、職務に関連する発明等を行った場合、速やかに大学へ届け出るものとする
- ・譲与：大学がその権利を承継すると決定した場合、発明者は権利を大学へ譲与する
- ・対価の支払：大学が知的財産を権利化した場合及び運用により収益を得た場合は、本法人の規定に基づき、発明者に対して適切な補償金を支払う
- ・法人承継後の発明者への返還：本法人が出願しない場合は、発明者である教職員等が理事長に申し出ることにより、当該発明等の発明者である教職員等に返還することができる

## 6 社会実装と技術移転

本法人は、社会健康医学の特性に鑑み、以下の姿勢で技術移転を推進する。

- ・社会実装の最適化：成果の性質に応じ、地域の健康課題解決に向けた広範な普及（非独占的利用）と、民間企業による事業化を促進する権利保護（独占的利用）のいずれが最適かを判断し、柔軟な形態で技術移転を行う
- ・多角的な出口戦略の支援：本法人の知的財産を活用した大学発ベンチャーの支援に加え、既存企業との共同研究やライセンスを通じて、速やかな社会実装とイノベーションの創出を促進する

## 7 秘匿管理と公開の調和

本法人及び教職員等は、知的財産の創出及び活用に当たって、以下のことを実践する。

- ・秘匿と公開：知的財産の権利化（特許出願等）及びノウハウ管理と、研究成果の適時な公表（論文発表等）との両立を図る
- ・情報管理：適切な権利保護または秘匿措置が行われる前に、不用意な公開や流出が起きないように、情報の管理を徹底する

## 8 倫理の遵守

本法人及び教職員等は、知的財産の創出及び活用に当たって、以下のことを実践する。

- ・研究倫理の遵守：研究不正（データの捏造、改ざん、盗用）を排除するとともに、真の発明者や考案者を適正に特定し、寄与度に応じた権利帰属を徹底する
- ・リスク管理：利益相反を適切に管理して研究の公正性と透明性を確保し、公的資金を用いた成果の私物化を抑制するとともに、研究セキュリティ・インテグリティの確保、個人情報の保護及び生命倫理に細心の注意を払う

## 9 知的財産の創出及び活用のための組織と活動

本法人は、知的財産に関する審議機関として地域・産官学連携本部を置き、本ポリシーに基づき、本法人及び連携相手との研究への支援活動として知的財産を取り扱う。併せて、学内外への知的財産に関する教育・啓発・広報を行う。

## 10 その他

本ポリシーは、必要に応じ、見直しを行うものとする。また、本ポリシーの運用を図るために必要な具体的事項については、別に定める。